

地域における学校に関わる臨床活動の現状と課題

——長崎県の「いじめ対策相談専門員派遣事業」を中心として——

高原 朗子* 尾崎 啓子**

The Existing Circumstances and Problems about Clinical Activity of the School in the Region

Akiko TAKAHARA* Keiko OZAKI**

キーワード：学校，地域，臨床活動，臨床心理士

本研究の目的は2点ある。1つは地域における学校臨床活動の一例として、主に長崎県の「いじめ対策相談専門員派遣事業」の紹介と実施概要を報告すること、2つ目は都道府県単位で行われている各「カウンセラー派遣事業」を参考にしてその有効活用への課題を長崎県の事業を中心に検討すること、である。考察として、地域の実情に応じた臨床活動の重要性を論じ、課題として、事業のさらなるPR活動や事業の自己及び他者による評価の必要性、類似事業の区別・統合についてなど、7点を挙げた。

I. はじめに

1980年代後半から90年代にかけて、学校におけるいじめ問題の深刻化や不登校生徒の増加など、学校や子ども達をめぐる様々な変化が社会的関心を集めるようになった。その流れの中で、1995年に文部省が「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」を開始し、非常勤ではあるが臨床心理士(注1)という外部の専門家が学校現場に導入された。この「文部省モデル」のカウンセラー事業に影響を受け、各都道府県単位や各区市町村レベルでの専門家派遣の取り組みも始まり、教師と臨床心理士とが連携、協力して生徒や保護者の相談にあたり、教師の研修を行うといった場面が増えつつある。

長崎県の「いじめ対策相談専門員派遣事業」もその1つで、「文部省モデル」事業と連動した長崎県独自の事業として1995年に始まり、2000年3月現在で5年目を終えたが、年々派遣校が増加している。臨床心理学、精神医学、教育学などの専門家を学校や市町村の教育委員会に派遣するやり方は「文部省モデル」と同様だが、スクールカウンセラーが非常勤ながらも学校駐在型であるのに対し、いじめ対策相談専門員(以下、相談専門員と略す)は学校巡回型で、派遣希望校1校につき年に1回程度の派遣となる点が大きく違っている。むしろ、1998年にやはり文部省の事業として開始された「家庭教育カウンセラー活用調査

*長崎大学教育学部

**長崎大学医学部公衆衛生学

研究委託事業」に似るものである。

筆者らは臨床心理士の有資格者として、長崎県から、スクールカウンセラー、家庭教育カウンセラー他の委嘱を受け、学校等に出向いて、講演や研修を行ったり、児童生徒や保護者、教師の相談を受ける等の臨床活動をしている。「いじめ対策相談専門員派遣事業」についても、開始当初から協力している。このような、専門家の地域における援助・臨床活動は、今後も全国的にニーズが高まると考えられる。そこで本論文では①地域における学校臨床活動の一例として主に「いじめ対策相談専門員派遣事業」の紹介と実施概要を報告し、②各都道府県臨床心理士会の活動における地域との連携の状況なども参考にしながら、各「カウンセラー派遣事業」の有効活用への課題を検討すること、の2点を目的とし考察を行う。

(注1；1990年より財団法人日本臨床心理士資格認定協会において制度化された資格を持つ者を指す。高度な心理学的知識と技能を用いて、臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理的地域援助及びそれらの研究調査等の業務を行う「心の専門家」のことである。)

II. 「いじめ対策相談専門員派遣事業」と実施の概要

〔事業の概要〕

本事業は1995年（平成7年度、以下元号で記す）に「いじめ対策学校巡回アドバイザー事業」としてスタートした。2年後から現在の名称に変更され、事業内容も多少の変化がある。ここでは平成11年度の事業概要を記す。

- 1) 目的：いじめの問題等に対処するため、専門的な知識、経験を有する相談専門員を小学校、中学校、高等学校、盲・聾・養護学校及び市町村教育委員会等に派遣し、学校における対策、指導等について助言・援助を行うとともに、児童生徒や保護者の相談に応じる。
- 2) 相談専門員の選考：長崎県教育委員会が、精神科医、臨床心理士、心理学者、教育学者及び子どもの人権専門委員から30名程度を相談員として委嘱する。
- 3) 職務内容：相談専門員は、長崎県教育庁学校教育課の派遣計画に基づき、以下の職務を行う。
 - ①教職員に対する助言・援助
 - ②児童生徒及び保護者に対する教育相談
 - ③児童生徒の教育相談等に関する情報収集・提供
 - ④その他、必要と認められるもの
- 4) 職務時間：1回の派遣につき、午前か午後の3時間程度とする。
- 5) 派遣方法：学校及び市町村教育委員会は、学校や地域の実情に応じて、以下のいずれかの形での派遣を申請することができる。
 - ①単独の学校への派遣
 - ②複数の学校が合同で実施する教職員研修会等への派遣
 - ③単独または複数の市町村教育委員会で実施する研修会等への派遣
- 6) 派遣回数：年間75回（ただし同一校への複数回派遣も可能）

- 7) 実施期間：平成11年6月～平成12年3月
- 8) 派遣人員：原則として1名を派遣する。
- 9) 派遣先の決定：学校及び市町村教育委員会からの派遣申請に基づき、学校教育課で調整、決定し、通知する。毎年年度始めに申込み期限を設けているが、実施回数に余裕がある場合は随時受け付ける。また、複数回の派遣を希望する学校や緊急に派遣を必要とする事態が生じた場合には、学校教育課に相談することとする。
- 10) 報告：実施結果について、派遣先の長と相談専門員は、それぞれ学校教育課長あて報告する。

〔実施の概要〕

表1 「いじめ対策相談専門員派遣事業」実施の概要

H11. 1. 31現在

		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
校 種	小学校	23校	不明	不明	22校	19校
	中学校	19			23	23
	高等学校	8			4	4
	盲聾養護学校	1			3	0
	その他				3	11
構 成 員	医 者	4人	不明	不明	6人	6人
	臨床心理士	1			9	9
	大学教員	11			13	13
	教育関係	1			1	1
	人権擁護委員等	9			1	1
相 談 内 容	いじめ	41件	不明	不明	13件	11件
	不登校	24			20	23
	問題行動	0			2	3
	家庭	0			0	1
	研修会	0			23	17
	その他	0			0	2
相 談 者	生徒	不明	不明	不明	368人	13人
	保護者				598	529
	教職員				840	960
	その他				0	44

*本資料は長崎県教育庁学校教育課生徒指導班による資料にもとづいて整理した。

〔実施の概要における特徴〕

1. 初年度に比べて、派遣数が年々増加している。

これは、事業が少しずつ学校現場に知られてきたことや、学校で様々な問題に対処しにくくなってきたこと、またスクールカウンセラーの浸透などで学校に外部の専門家を招くことに対する違和感が少し薄れたこと等の理由が考えられる。

2. 構成員では、人権養護委員が減り、臨床心理士が増えている。

この理由として①開始当初は心理学等の専門家と人権委員が2人1組で巡回していたが、途中で事業内容が変わり派遣人員が1名となったこと、②もともと人権委員は、いじめ問題が恐喝など犯罪性を帯び深刻化している場合に専門性を発揮することを期待されて派遣されていた経緯があり、学校等の派遣要請ニーズと専門性が合わなくなってきたこと、さらに③長崎県における臨床心理士有資格者が増加し、派遣要請にこたえられるようになったこと、の3点が関連していると思われる。

3. 相談内容として、いじめ問題が激減し、研修会希望が増えている。

学校内でのいじめそのものが減った可能性もあるが、不登校生徒の増加など取り組むべき問題の多様化、複雑化を背景として、教師の生徒指導の力量をレベルアップしようとする動きが出てきたとも考えられる。また研修会の中に事例検討が含まれていることもあるだろう。

4. 平成10年度と11年度を比較すると、相談者の内訳では「生徒」と「その他」の数に大きな変化が見られる。「その他」の内容は不明だが、「生徒」については、10年度に生徒対象の講演等を行った学校があることが想像される。また派遣ニーズが「教師を対象とした研修会」に傾いたことも挙げられるだろう。

III. 事 例

ここでは、筆者らが外部の専門家として都市部、郡部、離島部の学校等を訪問し、主に教師を対象として行った地域臨床活動の事例を数例挙げる。なお、プライバシー保護のため、事例の概要は内容に支障が無い程度に変更している。

III-1. 「いじめ対策相談専門員派遣事業」の事例

1. 都市部の小学校

相談内容：教師を対象とした講演と事例研究の助言

実施時間：3時間

実施概要：「いじめとその対応について」と題した講演を1時間程度行い、いじめの定義と最近のいじめの傾向、いじめっ子・いじめられっ子の性格特徴、早期発見の方法、対応についてなど、具体例を挙げて説明した。質疑応答の際、カウンセリング的対応の実際についての質問が続いたため、実際にロールプレイを行い指導した。教師はほぼ全員参加した。

事例研究では、小学4年生の女子がクラスの生徒に持ち物を数回隠されるといいうじめを受けており、保護者が担任に早期解決を迫っているがうまくいかないという事例について検討した。参加者は教頭、担任、学年主任であった。

生徒数が多い大規模校で、保護者達の半分は古くからの地元住民で自営業者が多いが、あとの半分は新しく造成された団地に住むサラリーマン家庭という地域事情から、親同士の葛藤が子ども同士のいじめに反映されたケースと考えられたため、保護者への対応の工夫の他、学級内・学校内に止まらず、地域で取り組む視点も持つことを助言した。

2. 郡部の小学校

相談内容：教師を対象とした講演と事例研究の助言

実施時間：2時間

実施概要：「カウンセリング・マインドの活かし方」と題した講演を1時間程度行い、教師とカウンセラーの専門性の違いを押さえた上で、気になる生徒を呼び出して話を聞く時に気をつけるとよいこと(言葉かけや時間、場所など)、チームで取り組む重要性などについて、具体的に話した。教師はほぼ全員参加した。

事例研究では、転校生の小学5年生の男子が方言をからかわれるなどしてクラスにとけこめず、給食もひとりで食べる状況で登校しぶりがみられるようになったという事例について、全員参加で検討した。小規模校で、地域住民がすべて顔見知りという環境にあっては、起こりやすいケースである。担任はクラスになじめせようと様々な心配りをしていたがうまくいかず、男子の「なじもうとしない性格」を非難する発言があったため、この場合はあくまでも男子の立場に立って考えてみてほしいこと、男子の、年少の子どもの面倒を見るのがうまいといった長所を活かす関わりが工夫できないかという視点を助言した。

3. 都市部の中学校

相談内容：教師を対象とした講演と事例研究の助言

実施時間：2時間半

実施概要：「いじめと対策について」と題した講演を1時間程度行い、いじめの定義、特徴、いじめに関わる人々の態度と心理、対策についてなど具体的に説明した。教師はほぼ全員参加した。

事例研究では、転校生の中学2年生女子で登校しぶりの傾向がある事例についてなど複数の事例を、全員参加で検討した。時間的な制約もあったため、筆者はなるべく教師達が発言するよう促し、指示的な発言はあまりしないように努めた。但し話の流れの中で、女子の家庭環境や家族の問題について言及しがちな流れになった時は、学校という枠組みの中で教師として責任の持てる内容について検討するよう助言した。

4. 離島部の高等学校

相談内容：教師を対象とした講演

実施時間：2時間

実施概要：「スクールカウンセラーの有効活用に向けて」と題した講演を1時間半行い、「文部省モデル」のスクールカウンセラー事業の概要と活用ポイントについて具体例を挙げて説明した。教職員はほぼ全員参加した。

次年度以降にスクールカウンセラーの派遣申請を検討しているとのことで、質疑応答も活発に行われた。また、講演テーマと直接関係はなかったが、自校で気になる生徒への対応について、幾つかの質問が出た。単発的な質問で状況がわかりにくく、時間的な制約もあったため、一般的な助言に留めた。

III-2. 「家庭教育カウンセラー活用調査研究委託事業」の事例

平成10年度、文部省の事業の1つとしてスタートした。長崎県では、教育庁生涯学習課が担当している。事業内容は、県下各地に派遣された専門家が、主に保護者を対象として家庭教育に関する相談に応じカウンセリングを行うというものである。地域によっては、教育関係者や福祉関係者も相談に訪れるというゆるやかな相談事業となっている。

1. 郡部での相談例

参加者：A児(4歳男児)、保護者、A児の通う保育園保母、地域の保健婦、A児が来年度就学予定の小学校教諭

実施時間：4時間

実施概要：初めにA児及び保護者である母親と1時間ほど面接した。A児の家庭での様子や現在困っていることなどを話してもらい、筆者にどんな相談をしたいのか確認する。A児の発達の過程や現在の行動、発語の状況を具体的に話してもらうことにより、A児が学習障害もしくはADHD(注意欠陥多動障害)の疑いが認められた。しかし、会話の中では母親がA児に発達の遅れがあるのではないかとうすうす感じつつもそれを認めたくない様子がうかがえた。それは、A児が発語や運動面などの遅れはほとんどないのに情緒面での遅れ、というよりアンバランスのあるタイプで障害児としてわかりにくいからであろう。筆者は、母親の気持ちになるべく沿うように母親の不安な部分を受け止め、今後の育児に必要なアドバイスをした。ただしA児の将来の可能性(良い意味でも悪い意味でも)については話し、最悪の場合障害児としてA児を受容するための準備作りができるようにオリエンテーションを行った。

母子が帰宅した後に30分ほどA児の通う保育園保母、地域の保健婦、来年度就学予定の小学校教諭に簡単な報告を行った。ただし母親が話さないでほしいと希望した部分については伝えなかった。さらに保母、保健婦、教諭それぞれの立場でのA児及びその家族に関わる上での質問に対して可能な範囲で答えていった。

その過程で上記関係者らがA児の状態を母親が受容していないのではないかとこの発言が多かったので、母親もうすうす気づいてはいるので、あまり母親を攻撃する結果にならないようにしてほしい旨やんわりと伝えた。

III-3. 「ヘルスカウンセリングアドバイザー派遣事業」の事例

長崎県教育庁体育保健課担当事業である。事業の詳細は不明であるが、主に高等学校の教師、生徒を対象として、年間10~20校程度の学校に、学校の希望する分野の専門家(臨床心理士、産婦人科医、精神科医)を派遣する。臨床心理士の講師派遣依頼は、体育保健課から長崎県臨床心理士会経由で各人にあり、筆者らは平成10年度より派遣に協力している。

1. 離島部の高等学校

相談内容：教師を対象とした講演

実施時間：2時間

実施概要：「不登校生徒との関わり方—理解と援助のために」と題した講演を1時間半行い、どんな生徒でも不登校になる可能性があること、欠席・遅刻・保健室利用の様子などの行動や、表情、友人関係といった早期発見のポイント、不登校の初期と長期化した場合との対応の違い、生徒との関係作りの大切さなどについて、具体的に説明した。教師はほぼ全員参加した。

質疑応答の折に自校の不登校生徒への対応について質問があった。事例研究ではなかったため、状況が把握できた範囲内での助言を行った。

2. 都市部の高等学校

相談内容：教師を対象とした講演

実施時間：1時間半

実施概要：「思春期の心と病について」と題した講演を1時間行い、心理学の視点から見た思春期の特徴、心身症や心の病気の概略について説明し、筆者が高校スクールカウンセラーの経験の中で出会った高校生達の姿を話した。教師はほぼ全員参加した。

質問として具体的な生徒の話題（卒業後自殺した生徒のこと、現在不登校の生徒のことなど）が出たため、一般的な返答をした。講演終了後も30分以上事例についての相談が続いた。

〔感想〕

- ①これらの事業は専門家が学校現場まで出向いていくいわゆる「出前方式」であり、研修希望者のみでなく派遣校全体で研修の場が持てることは、有意義だと思われる。特に、郡部や離島部のように、専門家と接する機会が少ない地域にとっては有意義なのではないか。
- ②講演を希望する学校は多いが、実際には講演よりも事例研究の方が活気が感じられた。特に「ヘルスカウンセリングアドバイザー派遣事業」では、講演が主な事業内容であるにも関わらず、講演内容と関係のない事例についての質問が相次いだり、講演終了後に個別の相談を希望されたりした。一般論よりも目の前の現実には則した事例を考える方が身も入るし、役立つ実感があるのだろう。各学校の事業活用担当者との事前の話し合いで派遣希望校のニーズを十分に把握することが重要である。
- ③特に「いじめ対策相談専門員派遣事業」の感想として、多くの学校において、教師達は「本校ではいじめはない。あるとしても小さなことだ。」と考えている印象を受けた。
- ④学校の問題はもはやいじめ、不登校のみではなく、小学校の学級崩壊の問題など、益々多岐にわたっている。
- ⑤地域が持つ閉鎖性や親同士の軋轢など、子どもを取り巻く環境が大きく影響して問題が起こっているケースがあり、学校外の環境調整が必要となっている。
- ⑥不登校などの学校不適應のケースで、親の離婚など家族の抱える問題が要因となっていると思われる事例が幾つか見られた。教師のみの対応では限度があり、外部の専門家や専門機関との連携が必要となるが、多くの場合、教師達はなんとか自分で対処しようと

責任感を持って頑張っている。そのため、対処がうまくいかなかった場合、教師の挫折感が強くなったり、問題を抱える生徒の側に立って考えられなかったりすることが起きる。

どのようなケースが専門家との連携を必要とするかの見立てについて、専門家の側からの啓蒙活動が必要である。

- ⑦「家庭教育カウンセラー活用調査研究委託事業」では、以下の3点の気づきがあった。
- 1) 障害児に対する認識や関わり方は、関わる人の立場によって異なる。
 - 2) 障害児に関わる当事者は、学校や家庭の中で起こっている現象を客観的に捉えられない状況がある。
 - 3) 専門家が相談にのることで、これらのことに気づいてもらうような助言ができたり、新しい視点を提示して、状況を客観的に捉えられるようになったり、整理することができる状態になるよう援助することに本事業の意義があり、講演のみでは出てこない効果が期待できる。
- ⑧筆者らにとって意外だったことに、専門家の派遣の機会が少ないと思われる離島部や郡部よりも都市部（長崎市内）の学校の方が、教師達の研修への取り組みが熱心だった。都市部の方が困難事例が多いのか、教師の意識の高さに関係するのかなど、理由の分析を行う必要を感じた。

IV. 考 察

〔臨床心理士と臨床心理的地域援助〕

臨床心理士の専門性の中には、援助を求める個人への対応に止まらず、地域を対象とした援助が含まれている。臨床心理士としての業務を遂行するにあたり必要とされる能力の1つとして、地域の心の健康活動に関わる人的援助システムのコーディネーターやコンサルテーションに関わる能力が挙げられている。心の問題を解決するためには、個人の心だけを扱うのではなく、その人を囲む環境への働きかけが必要となることがあり、他の専門家との連携や地域社会への介入がその主な仕事である。

本論文で取り上げた各事業への派遣協力は、地域援助の中でも学校に関わる臨床活動例である。長崎県のみならず全国各地で、臨床心理士を始めとする専門家が学校に関わる事業が活発に立ち上がってきたのは平成7年度以降で、文部省のスクールカウンセラー事業の開始と明らかに関連していると思われる。日本臨床心理士会報（第24号、2000）誌上の倉光修の報告によると、5年間で延べ2000名以上（そのうち約85%が臨床心理士）が配置された「文部省モデル」のスクールカウンセラーは全国的に概ね好意的に受け止められている。またその仕事の有効性は統計的にも示唆されている（例えば、スクールカウンセラーが派遣された学校と派遣されていない学校での不登校の増加率は、前者が10.9%、後者が34.9%。いじめの減少率は、前者が28.6%、後者が19.6%。）。統計に乗りにくい変化についても、「心の居場所」ができたとか、いつでも相談できるので安心だとか、これまでと違った視点を得られて役に立ったといった声が多く聞かれる。子どもが生活する環境や社会の様々な変化、「文部省モデル」の好評さなどの追い風を受けて、今後も“学校臨床事業”は継続、増加の傾向が考えられる。専門家として関わる場合、各事業の特色をつかみ、何が求められているのか、何が役立つそうかを、現実的、具体的に考えて活動することが、

期待される援助効果に寄与するだろう。

鶴飼（1997）は、一定の特色を持った地域の中で、また教育行政側からの様々な要請の中で心理臨床業務を効果的に行うためには、次の2点が特に重要であると指摘している。第一に、学校を取り巻く文化的文脈の理解—地域によって不登校やいじめのあり方、非行や犯罪の発生、保護者の反応や教育観に違いがある等—と、第二に、学校コミュニティの理解—教育行政の仕組み、学校内の教師間、生徒間関係—への視点である。さらに派遣される専門家自身が学校・地域コミュニティからどのように認知され、介入によってコミュニティの中でどのようなプロセスが生じてくるかという視点も不可欠、としている。また石隈（1999）は、学校心理学の立場から、スクールカウンセラーの行う主な心理教育的援助サービスとして、①心理教育アセスメント、②カウンセリング、③教師・保護者などへのコンサルテーション、④学校組織へのコンサルテーション、の4つを挙げている。相談された問題に関する情報を収集し分析するアセスメント、教師と共に直接的に問題解決に取り組んだり、教師への研修を行ったり、学校のニーズに応じて学級や学校組織のシステムに介入するなどのコンサルテーションは、巡回型の専門家派遣事業においても有効であると考えられる。

いずれにしろ、コミュニティ介入にあたって地域の実情をかえりみずに「専門家中心主義」的に専門家の「手持ちの理論、技法を対象者、学校に適用」すると、反発が起り、活動が不首尾に終わることは想像に難くない。ユーザー（相談者、学校、地域など）中心の立場から助言、援助を行い、専門家が関わった後の問題の変化に対する見通し、見立てを持っておくことは、あらゆる臨床心理的地域援助において効果的であろう。

なお、本論文では触れなかったが、近年臨床心理士の臨床心理的地域援助の範囲は拡大の一途をたどり、学校関係の他、犯罪や自然災害等の被害者に対する支援、HIV・エイズカウンセリングなど、幅広い援助活動を展開している。スクールカウンセラーについても、大阪府のように、地方自治体独自の事業を立ち上げている所が出始めている。資料として、各都道府県の臨床心理士会の活動における地域との連携の状況をまとめた。（後ページ参照）

〔今後の課題〕

長崎県における学校臨床活動を今後ますます発展させていくために、「いじめ対策相談専門員派遣事業」を中心に、課題として以下の7点を挙げたい。

①さらなるPR活動の必要性

毎年度始めに学校教育課より各学校あてに派遣申請の文書が届いているはずだが、学校現場での事業認知度は意外なほど低い。他の臨床活動で関わりを持った学校から筆者らの勤務先に直接相談の連絡があることも少なくないため、相談したいというニーズはあるが本事業を知らないため上手に活用できていない印象が強い。相談専門員は、各自の臨床活動を通して、事業の概要と活用のメリットを宣伝するとよい。

②事業の自己評価ならびに他者評価の実施

派遣終了後に、派遣先からと相談専門員の両者から学校教育課長あてに簡単な報告書が提出されているが、連絡会議等が開かれず、毎年度末に活動後の振り返りが行われていないため、学校ニーズや活動内容についてのアセスメントがしにくい状況である。派遣は良

かったのか、物足りなかったのか、改善すべき点は何かなど、今後の有効活用に向けて、自己及び他者による事業の評価の実施は重要である。

③相談専門員間での情報の共有化

事業初年度、次年度は連絡会議が開かれており、それぞれの疑問点など話し合うことができたが、現在は年度始めに委嘱状が郵送されてきて、活動は個別に行う形式のため、相談専門員同士が顔を合わせる機会がない。派遣先によっては、相談専門員の立場の違いによる助言の違いにとまどいを覚えて「何故違うのですか。どうするのが良いのですか。」と尋ねられることがあった。情報がある程度共有し、立場の違いによる助言の差を調整するとよい。

④派遣希望校のニード、モチベーション、相談専門員派遣後の効果などについての調査の必要性

有効活用のためには現場を知ることが必須である。事業の前後に活用担当者との打ち合わせや振り返りを行うことで、より一層学校の現実に則した活動が行えるであろう。筆者らの感触では、講演よりも事例研究会の方が潜在的ニーズが高いようである。

⑤事例のフォロー

事業の大半が1回限りの派遣であるため、相談を受けた事例のフォローができない。フォローアップ制度に関しても研究、実施が肝要である。

⑥類似事業との差別化

文部省、県の各担当課の事業の内容がそれぞれ似ており、対象も重なっているため、各事業の独自性が明確でない。お互いに連絡をとり統合していくことで、事業がより有意義に、活用しやすく拡大していくのではないか。

⑦相談専門員の構成員の中で、臨床心理士の専門性の認知度を上げる必要性

人数が少なく、専門職としての認知度がまだまだ低いこともあって、臨床心理士は学校のために何をしてくれるのか、どう活用し連携すればよいのかがわかりにくい状況であろう。知らなければ使えないのは理の当然なので、今後臨床心理士の専門領域、活動内容、援助方法、技術、ネットワークなどへの理解を深めるPR活動が重要である。

附記：なお、長崎県の「いじめ対策相談専門員派遣事業」は、平成12年度より名称が「総合コンサルテーション事業」に変更された。

附表 各県の臨床心理士会の活動における地域との連携の状況

H11. 11. 21現在

都道府県	連 携 の 状 況
北海道	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、道独自のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業
青森県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業
岩手県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、岩手県被害者対策連絡協議会
宮城県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業
秋田県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、犯罪被害者援助、町社会福祉協議会が行う「心の相談」
山形県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、山形いのちの電話のSV、山形県被害者相談連絡協議会
福島県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、HIV カウンセリング、被害者等カウンセラー
茨城県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、犯罪被害者支援活動、HIV エイズ派遣カウンセラー
栃木県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、栃木県被害者支援連絡協議会
群馬県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、エイズカウンセラー、県子ども虐待防止ネットワーク推進協議会、犯罪被害者支援連絡協議会
埼玉県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、「さわやか相談員」、「ボランティア相談員」、犯罪被害者支援推進協議会
千葉県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、HIV カウンセリング、犯罪被害者支援問題、子ども24時間電話相談
神奈川県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、神奈川県教育委員会「いじめ問題校内研修会」、エイズカウンセリング、教育巡回相談、神奈川県被害者支援連絡協議会
東京都	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、HIV カウンセリング、「NHK チャイルドライン」
新潟県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、新潟県カウンセラー事業、市町村のいじめカウンセラー、学校カウンセラー、中学生の自殺に関する調査委員会、養護教諭に対するSV、被害者支援連絡協議会、HIV カウンセリング
長野県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、犯罪被害者支援
山梨県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、山梨県要請訪問スクールカウンセラー
富山県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、富山県精神病院協会等との共催で「こころの日」事業
石川県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、家庭教育カウンセラー、いじめ・不登校問題専門相談員派遣事業、「豊かな心を育む教育推進県民会議」、石川県被害者等支援連絡協議会
福井県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、家庭教育カウンセラー、福井県犯罪被害者支援連絡協議会サポートアドバイザー、地域福祉権利擁護事業推進委員
静岡県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、心の教育アドバイザー、被害者対策カウンセラー、エイズカウンセラー、幼稚園カウンセラー
愛知県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業、「子どもの問題行動等防止連絡会議」、「いじめ・登校拒否対策会議」、「アドバイサリースタッフ派遣事業」、「家庭教育カウンセラー事業」、「命の教室(高校生に心の健康に関する講演を行う事業)」、「犯罪サポートセンターあいち」での電話相談
岐阜県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業

都道府県	連 携 の 状 況
三重県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，教職員カウンセリング研修，少年サポートネットワーク，犯罪被害者支援連絡協議会
滋賀県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，HIV・エイズカウンセリング，犯罪被害者援助事業
京都府	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，犯罪被害者心理カウンセラー
大阪府	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，「阪神・淡路大震災における24時間電話相談」，堺市の「O-157」巡回相談，被害者支援
兵庫県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，被害者支援連絡協議会，「阪神大震災被災者支援心の相談センター」，HIV カウンセリング，県警少年サポートセンターのアドバイザー
奈良県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，子育て支援事業，阪神淡路震災後の電話相談
和歌山県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，「和歌山いのちの電話」，「紀の国被害者支援センター」，「和歌山毒入りカレー事件被害者支援」
鳥取県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，思春期の心と性の健康相談支援事業，保健室の相談活動推進事業，犯罪被害者支援連絡協議会，鳥取県エイズ専門委員会
島根県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，心の相談員
岡山県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，家庭教育カウンセラー，エイズカウンセラー，岡山県被害者支援ネットワーク，精神科休日夜間診療事業支援
広島県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，「通り魔殺人事件の被害者関係者に対する支援活動」，エイズカウンセラー
山口県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，家庭教育カウンセラー，被害者支援連絡協議会
香川県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，HIV カウンセリング，国立高専・家庭支援センター等へのカウンセラー派遣，香川県被害者支援連絡協議会
徳島県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，犯罪被害者に対する心理的援助活動，適応教室（うずしお教室・すだち教室）のSV
愛媛県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，エイズ拠点病院カウンセラー設置事業，犯罪被害者支援事業
高知県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業
福岡県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，犯罪被害者支援，教育委員会から要請されたスクールアドバイザー，県教育委員会の教員採用面接への協力
佐賀県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，「佐賀いのちの電話」
長崎県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，「心の教育相談員」，「家庭教育カウンセラー」，各種巡回相談，HIV・ATL等のカウンセリング研修への講師派遣，長崎県警本部被害少年カウンセリングアドバイザー
熊本県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，犯罪被害者支援事業
大分県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，HIV カウンセリング事業，被害者支援事業
宮崎県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，エイズカウンセラー，宮崎県犯罪被害者支援連絡協議会，労働省セクシャルハラスメント・カウンセラー事業
鹿児島県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，家庭教育カウンセラー，地震による被災者の心のケア
沖縄県	文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業，県内離島地域の巡回相談

* 日本臨床心理士会10周年記念誌(1999)より抜粋整理

* なお，記述は原則として各県の臨床心理士会の報告の通りとした。

参 考 文 献

- 1) 石隈利紀 (1999) 学校心理学 ——教師・スクールカウンセラー・保護者のチームによる心理教育的援助サービス—— 誠心書房
- 2) 鶴養美昭・鶴養啓子 (1997) 学校と臨床心理士 ——心育での教育をささえる—— ミネルヴァ書房
- 3) 氏原寛・村山正治 (編) (1998) 今なぜスクールカウンセラーなのか ミネルヴァ書房
- 4) 学校臨床心理士ワーキンググループ (1997) スクールカウンセラー・学校臨床心理士の活動と展開
- 5) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会 (監) (1998) 臨床心理士になるために
- 6) 高原朗子・尾崎啓子 (1999) 教育現場における臨床心理士 ——豊かな連携を目指して 長崎大学教育学部紀要 ——教育科学—— 第57号 p121-132
- 7) 中野良顯 (編) (1998) 学校カウンセリングと人間形成 学文社
- 8) 日本臨床心理士会10周年記念誌 (1999)
- 9) 日本臨床心理士会報第24号 (2000)
- 10) 村山正治・山本和郎 (編) (1996) スクールカウンセラー ——その理論と展望—— ミネルヴァ書房
- 11) 吉川悟 (編) (1999) システム論からみた学校臨床 金剛出版